

ノアアカデミー茨木スカラシップ規約

平成27年 4月 1日版

本規約は、ノアアカデミー茨木のスカラシップ制度の諸規約を定めるものとする。

スカラシップ制度について

第1条 (目的)

本規約は、本アカデミーでの活動からの高い成果を上げられたことへの評価であり、これに他アカデミー生が続くような動機付けになること。また、高いレベルでの活動はより多額の出費が発生する為、家庭への経済的負担を軽減し、継続的に活動を続けられるようにする為のものである。

第2条 (対象者)

ノアアカデミー茨木の所属で公認大会に出場する者に限る。

第3条 (内容)

“スカラシップ制度”は、昨年度の成績上位者に受講料を1年間半額免除する制度である。人数に制限はなく、基準を満たしたすべてのアカデミー生が対象となる。

第4条 (対象大会)

スカラシップ制度の対象は、下記のいずれかの大会の個人戦シングルスに出場したプレーヤーとする。

- 4月 MUF Gジュニアテニストーナメント
- 5月 全国選抜ジュニアテニス選手権
- 7月 全国小学生テニス選手権
- 8月 インターハイ、全日本ジュニアテニス選手権、全国中学テニス選手権
- 10月 RSK杯全国選抜ジュニアテニス大会
- 11月 U15 全国選抜ジュニアテニス選手権
- 12月 全日本ジュニア選抜室内テニス選手権

第5条（期間）

スカラシップ制度対象期間は、4月より翌年3月末日とする。成績により次年度も対象となる。

第6条（協力条件）

スカラシップ対象者は、本アカデミーのホームページなどのプロモーション活動に率先して協力するものとする。

第7条（規定外事項の協議義務）

ノアアカデミー茨木とプレーヤー及び保護者は、お互いに本規約の各事項を誠実に履行するものとし、各条項に定めのない事項が生じた時や、各条項の解釈について疑義を生じた時には、お互いに誠意をもって協議の上、解決するものとする。

平成 年 月 日 本規約を遵守することを誓約いたします。

ノアアカデミー茨木

プレーヤー氏名

ノアアカデミー茨木

プレーヤー保護者氏名

_____ 印